

ビワマス遊漁にかかる承認制度について

1 経緯

- ・ 3月7日第600回海区委員会において遊漁者採捕可能枠について協議。
- ・ 資源評価を基に算出された R6-7 シーズンのプレジャーボート使用者の採捕可能枠は 11.7 トンと算出された。
- ・ 過去5年の1釣行者当たり採捕量から試算すると 1,083 件の承認となることを説明。
- ・ 2,155 件から大きく減らすことになるのと遊漁者からの反発があるのではないかと意見。

2 プレジャーボート使用者の承認数の考え方

- ・ プレジャーボート使用者採捕可能枠については、資源を維持するうえで必要であるため 11.7 トンとする。
- ・ 承認数については採捕量が 11.7 トンを超えないよう、指示の内容や承認方法を変更することにより算出する。

3 承認数の算出案（1釣行者当たり年間 10.8kg（過去5年平均）採捕と仮定）

過去の採捕実績、釣行数の推移から、採捕枠 11.7 トンを超えないような承認数を算出。

(1) 遊漁期間の分割

内 容：遊漁期間を 12月1日～4月30日と5月1日～6月30日（およそ同じ採捕尾数となる期間）に分割し、それぞれ **1,083 人承認（合計 2,166 人）**。

メリット：トータルの承認数は現状(2,155 件)とほぼ変わらない。

問 題 点：遊漁期間を短縮することにより釣行日数が減少するとは限らない。

(2) 持ち帰り尾数の変更

内 容：過去3年（持ち帰り制限導入以降）の実績から試算。

5尾→4尾 採捕量 10%削減 承認数：**1,203 人**

5尾→3尾 採捕量 22%削減 承認数：**1,388 人**

5尾→2尾 採捕量 40%削減 承認数：**1,805 人**

メリット：適切に運用できれば、採捕量は抑制できる。

問 題 点：採捕量抑制のためには、取締の強化が必要。

(3) 遊漁期間の短縮

内 容：承認数 **2,000 人**、遊漁期間を 3月1日～6月30日とする。

(R4-5 実績から試算)

メリット：承認数は現状とほぼ変わらない。

問 題 点：遊漁期間を短縮することにより釣行日数が減少するとは限らない。

(4) 上記の組み合わせ

組み合わせにより承認数の調整は可能。

- ・ (1) + (2)

遊漁期間 2 分割 + 持ち帰り尾数 4 尾：承認数 1,203 人 × 2 期 = 2,406 人

4 意見募集について

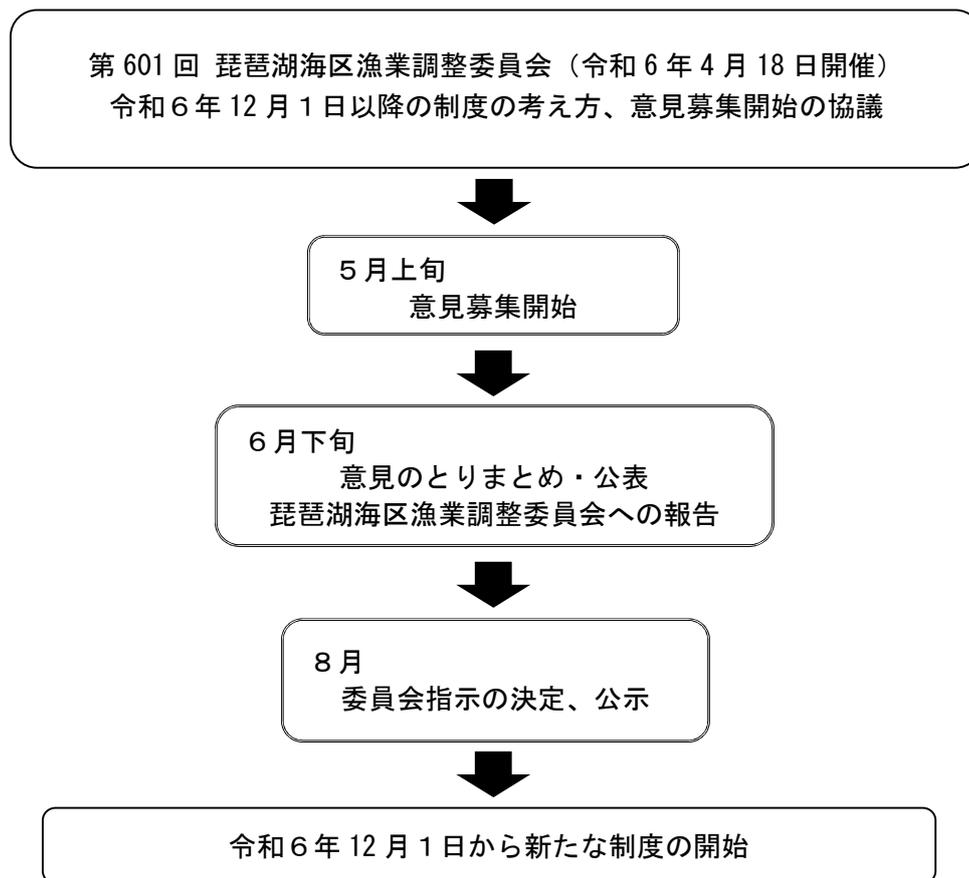
- ・ 制度を大きく変更するため広く意見を聴取する必要があり、別紙案のとおり意見募集を実施する。

対象者：漁業者、遊漁者、遊漁船業者等、広く意見を募集。

方 法：委員会ホームページに掲載、しがネット受付サービスに掲載、県庁にて縦覧。

期 間：5月上旬から1か月間。

5 今後のスケジュール



遊漁者（プレジャーボート承認者）による引縄釣等の新しい制度（案）について

琵琶湖海区漁業調整委員会では、ビワマス資源を持続的に利用していくために委員会指示によりビワマス遊漁の承認制度を導入しています。近年プレジャーボート使用者の承認数と採捕量が増加している状況を踏まえ、ビワマス資源について資源維持できる採捕量について検討を行いました。その結果、現状の採捕量が大幅に上回ることとなったため、現行の制度について見直しを行うこととしています。

つきましては、制度案の検討にあたっての参考とするため皆さんの御意見をお聞きしたく、意見を募集します。

なお、委員会指示は、水産資源の保護や漁業調整を踏まえて検討されるため、必ずしも意見募集結果に基づき制度が変更されるものではないことを申し添えます。

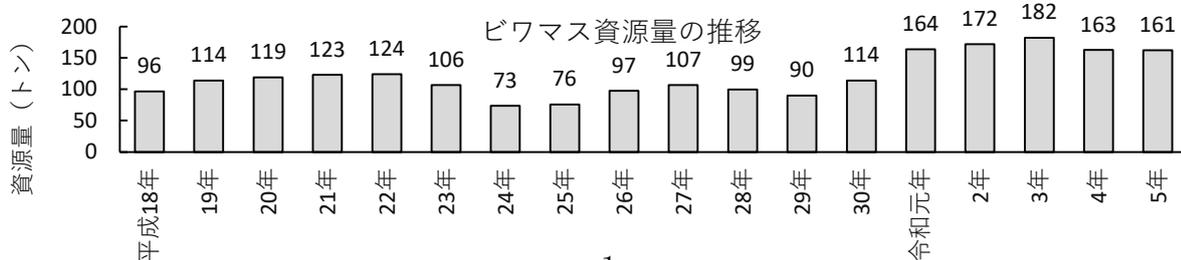
1. ビワマス遊漁制度の沿革

- ・平成 18 年以降、ビワマスを対象とした引縄釣の遊漁者数が増え、ビワマス資源への影響が懸念されました。
- ・琵琶湖海区漁業調整委員会では、遊漁者数や採捕量の実態把握を目的として、漁業法第 120 条第 1 項に基づく委員会指示により、平成 20 年 12 月から引縄釣をする遊漁者に事前の届出や採捕量の報告を義務付ける届出制を導入しました。
- ・5 シーズンにわたる届出制の結果、引縄釣をする遊漁者の数やビワマス採捕量の増加が確認されたため、ビワマス資源の維持を目的として平成 25 年 12 月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制とする委員会指示を発出しました。
- ・以降も遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成 28 年 12 月にプレジャーボート使用者の人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の 12 月 1 日～9 月 30 日から、12 月 1 日～6 月 30 日へ短縮しました。
- ・令和 2 年 12 月 1 日からはプレジャーボート使用者の持ち帰り制限を 5 尾までとしました。
- ・遊漁者数が依然増加傾向のため、R4-5 シーズンからは申請が 1,900 件に達した日までに受け付けた数以内としました。

2. ビワマス資源の状況と採捕量

①ビワマス資源の状況

- ・水産試験場では、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局調べの採捕量を用い、コホート解析によって資源量を推定しています。
- ・令和 5 年のビワマスの資源量は 161 トンと推定されました。令和元年以降は高水準状態が継続しています。
- ・ただし、資源量に対する採捕量の比率が上昇傾向にあります。



②漁業におけるビワマス資源管理の状況

- ・漁業法の規定により科学的な資源評価に基づき、資源管理目標（最大持続生産量*（MSY）に基づく資源水準）を令和5年8月に決めました。

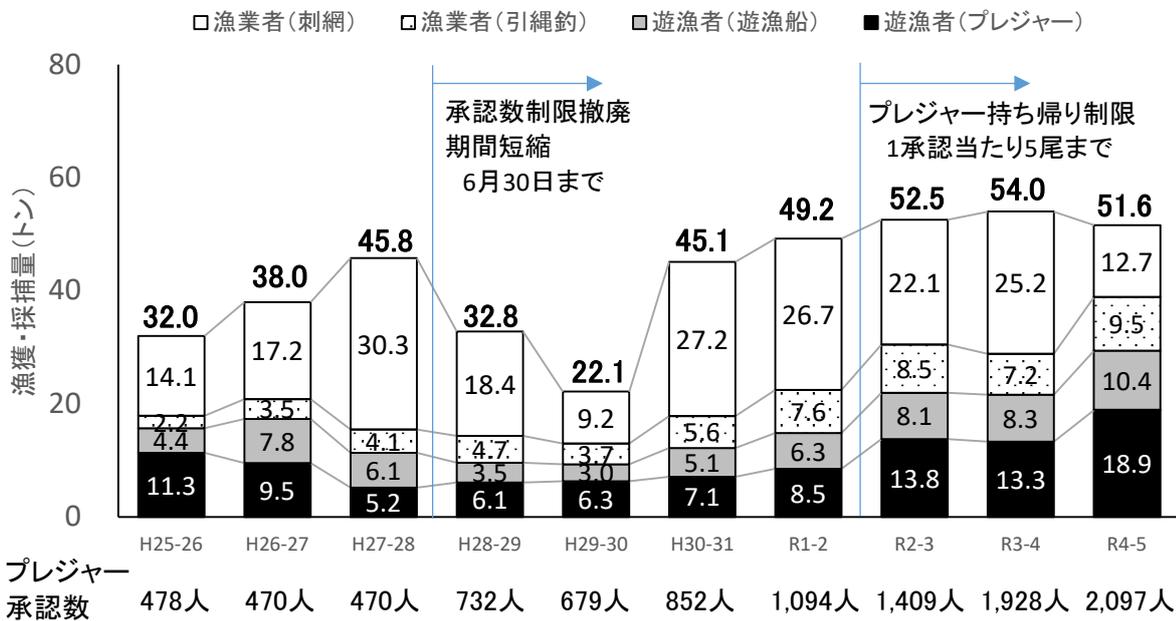
○資源管理目標の内容：MSY54 トンを達成する資源量 140 トンを維持する。

*最大持続生産量（MSY）：持続的に獲り続けることができる漁獲量のうち最大となるもの。

- ・漁業者は資源管理目標を達成するための自主的管理措置を定めた「資源管理協定」を締結し、令和6年4月1日から運用しています。

○自主的管理措置の内容：資源量が100 トン未満の時に漁期を短縮する。

③漁業と遊漁をあわせたビワマス採捕量の推移



- ・漁業者および遊漁者からの報告を集計したところ、最新（R4-5 シーズン）の総採捕量（漁業+遊漁）は 51.6 トンでした。
 - ・漁業者による漁獲量（刺網、引縄釣）は H30-31 年から R3-4 年は 30～34 トンで推移していましたが、R4-5 年は刺網が不漁（R3-4 年の 1/2 程度）となり 22.2 トンでした。
 - ・遊漁者による採捕量（遊漁船業者とプレジャーボート使用者）は、増加傾向にあり、R4-5 シーズンにおいては 29.3 トンとなりました。
 - ・特にプレジャーボート使用者については承認数の増加に伴い、採捕量も増加しています。
- このような状況から、持続的にビワマス資源を利用するためには、遊漁についても資源評価をもとに、年ごとに採捕可能量を決定し、その枠内に収まるよう承認数等を調整する必要があると考えられます。

3. 次期以降の遊漁制度の検討

① プレジャーボート使用者による採捕可能枠の検討

【第 600 回琵琶湖海区漁業調整委員会（令和 6 年 3 月 7 日）】

- ・ R4-5 シーズン終了をもって算出される資源評価から、現在の資源量において資源を維持できる漁業と遊漁あわせた採捕量は **53.3 トン**と算出されました。
- ・ このうちプレジャーボート使用者の採捕可能枠は、過去 5 年間の漁業、遊漁船、プレジャーボート使用者の採捕量の比率 (6.3 : 1.5 : 2.2) から、**11.7 トン**と算出されました。
- ・ なお、採捕可能枠については、毎年実施する資源評価により変動します。

② 承認数の考え方の検討

【第 601 回琵琶湖海区漁業調整委員会（令和 6 年 4 月 18 日）】

- ・ 採捕可能枠から承認数に換算する考え方および複数の制度案について検討しました。

承認数の考え方

- ・ プレジャーボート使用者採捕可能枠については、資源を維持するうえで必要であるため **11.7 トン**とする。
- ・ 承認数については採捕量が 11.7 トンを超えないよう、指示の内容や承認方法を変更することにより算出する。

4. 新たな制度案について

- ・ 今後もビワマス資源を維持するため、上記「承認数の考え方」に基づき以下の案について検討しました。
- ・ なお、プレジャーボート使用者の採捕可能枠 11.7 トンを現行の承認期間、持ち帰り尾数の前提のもと、過去 5 年の 1 釣行者当たりの年間平均採捕量 (10.8kg) をもとに承認数に換算すると **1,083 人**の承認となります。

| 案 | 内容 | 承認数 |
|-------------|--|--|
| ① 承認期間の分割 | 承認期間を <u>12 月 1 日～4 月 30 日</u> と <u>5 月 1 日～6 月 30 日</u> と 2 分割する (過去の採捕実績からおよそ同じ採捕尾数となる期間) | 1,083 人 × 2 期 = 2,166 人 |
| ② 持ち帰り尾数の変更 | 持ち帰り <u>5 尾</u> から削減し <u>2 尾</u> とする | 1,805 人 (過去 3 年 (持ち帰り制限導入以降) の実績から算出) |
| ③ 遊漁期間の短縮 | 遊漁期間を <u>3 月 1 日～6 月 30 日</u> とする | 2,000 人 |
| ④ ①と②の組み合わせ | 遊漁期間 2 分割 + 持ち帰り尾数 4 尾 | 1,203 人 × 2 期 = 2,406 人 |
| ⑤ 現行ルールのまま | 持ち帰り尾数 5 尾、承認期間 12 月 1 日から 6 月 30 日まで | 1,083 人 |

5. 承認申請方法について

- ・R5-6 シーズンの申請受付については、受付開始日に申請が予定の 1,900 件を超え 2,155 件の承認となりました。今後も同様の受付、承認方法とすると、受付開始日より多くの申請が集中することが予想されます。
- ・また、適切に資源を活用するためには、採捕量が採捕可能枠を超えないよう承認数を管理する必要があります。
- ・このため、承認すべき数を超えて申請があった場合は抽選による承認の決定が必要と考えられます。

6. 料金の徴収について

- ・これまで無償で承認事務を行ってきました。実際には章旗の作成費用、取締、これらにかかる人件費が発生しています。
- ・現在これらの経費について将来的には事務手数料として徴収することを検討しています。

7. 承認のスケジュール

第 601 回 琵琶湖海区漁業調整委員会（令和 6 年 4 月 18 日開催）
令和 6 年 12 月 1 日以降の制度の考え方、意見募集開始の協議

意見募集開始

意見のとりまとめ・公表
琵琶湖海区漁業調整委員会への報告

委員会指示の決定、公示

令和 6 年 12 月 1 日から新たな制度の開始

8. 意見募集方法

- ・意見の提出にはしがネット受付サービスをご利用ください。インターネットのご利用が難しい場合は別紙意見記入様式に記入し郵送等によりご提出ください。

URL : <https://〇〇〇〇〇〇〇〇>

QR
コード

